

## 信書便事業の種類

信書便事業とは、信書（書状、請求書類等）を送達する事業のことです。  
信書便事業の種類は、大きく分けて次の2種類です。

- 1 「一般信書便事業」：全国全面参入型（エバ-リサ-ビスの提供）
- 2 「特定信書便事業」：3つの役務の選択肢がある特定サービス型  
（3つの特定信書便役務）

### ① 【大きい／重いサービス】

長さ、幅及び厚さの合計が90cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するもの。

大きいもの  
重いもの

辺の長さが合計90cm超  
又は重量が4kg超の信書便物



### ② 【急送サービス】

信書便物が差し出された時から3時間以内に信書便物を送達するもの。



### ③ 【付加価値の高いサービス】

その料金の額が1,000円を超える信書便物を送達するもの。

